

グローバル化の進展に対応した競争力ある物流等の実現のための税制

(1) 船舶及び船員訓練設備の特別償却制度の延長

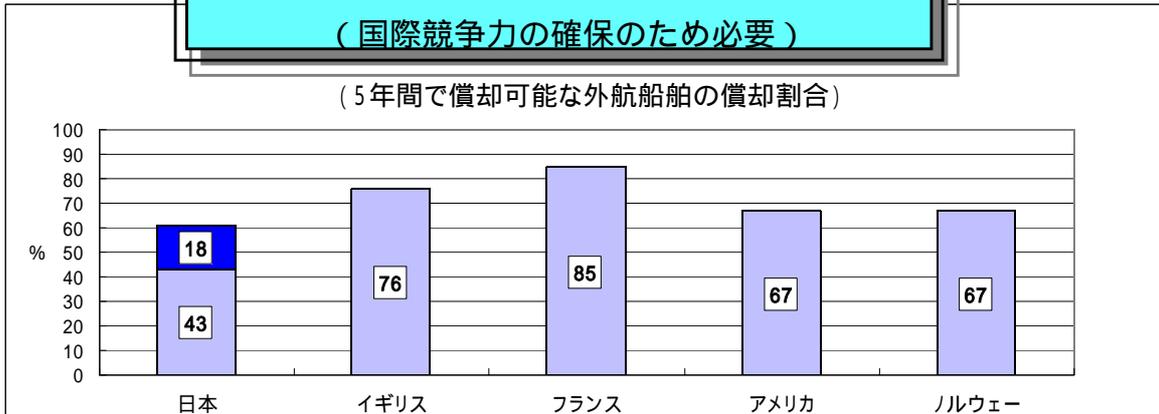
内容

我が国海運の国際競争力を確保するとともに、効率的かつ安全な輸送サービスを提供するため、船舶及び船員訓練設備の特例措置を一定の見直しの上、適用期限を2年延長する。

法人税・所得税：

外航近代化船	特別償却 18 / 100
外航二重構造タンカー	19 / 100
内航近代化船	16 / 100
内航二重構造タンカー	18 / 100
船員訓練設備	6 / 100

グローバルにみて劣位にある償却制度 (国際競争力の確保のため必要)



(注) 日本の棒グラフ上の「18」が特別償却分を示す。

船舶特別償却制度を活用して整備する近代化船

主要設備

- ・自動操舵装置
- ・衝突予防援助装置 等



近代的設備を有する船舶の整備

(特別償却制度の活用により可能)

(内航近代化船)



効率的かつ安全な輸送サービスの提供

(2) 中部国際空港における物流効率化のための総合保税地域被許可要件の緩和

内 容

国際競争力のある物流市場を構築し、効率的で利便性の高い事業環境を整備するため、中部国際空港株式会社が総合保税地域被許可者となり得るように要件を緩和（一の地方公共団体の出資比率が1 / 10以上 3 / 100以上）

(注)

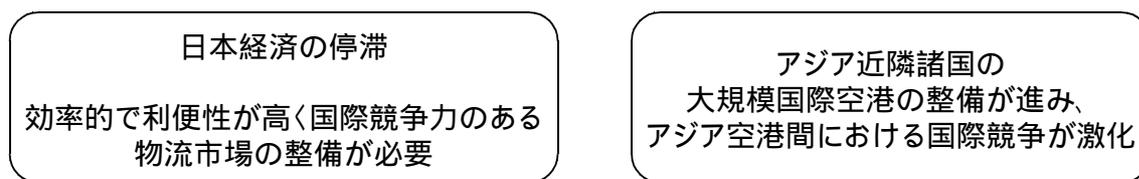
・総合保税地域

税関長の許可を受け、外国貨物に関税が課されないまま、蔵置、加工等の作業ができる場所

・中部国際空港株式会社への地方公共団体の出資比率

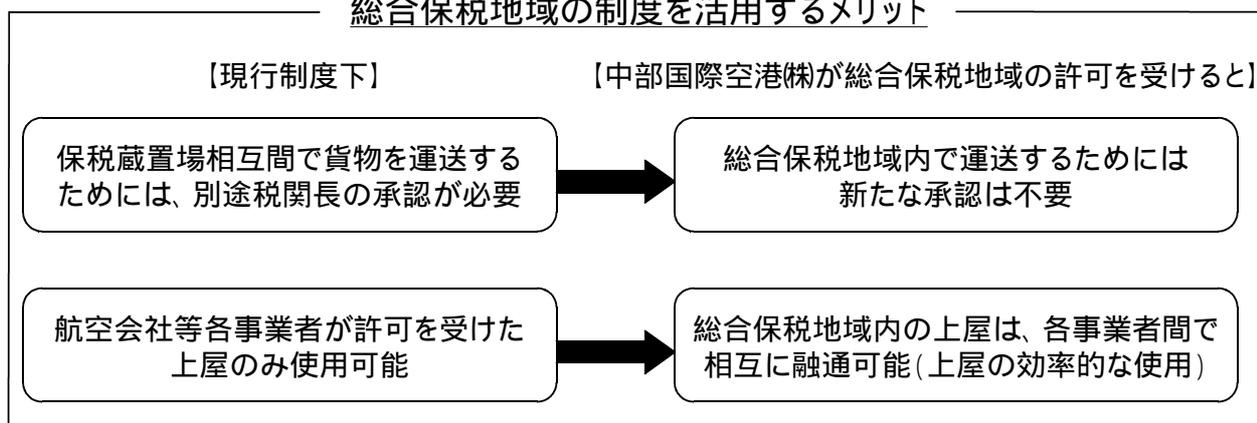
・愛知県5.85% ・名古屋市2.83% ・岐阜県0.66% ・三重県0.66%

< 必要性及び効果 >



日本の空の玄関口である国際拠点空港においては、より効率的で利便性の高い国際貨物の処理が求められている

総合保税地域の制度を活用するメリット



総合保税地域の制度を活用すると、極めて効率的で利便性の高い国際貨物の処理が可能となり、国際競争力を高めることができる

(3) 軽油引取税に係る運輸事業振興助成交付金制度の5年間延長

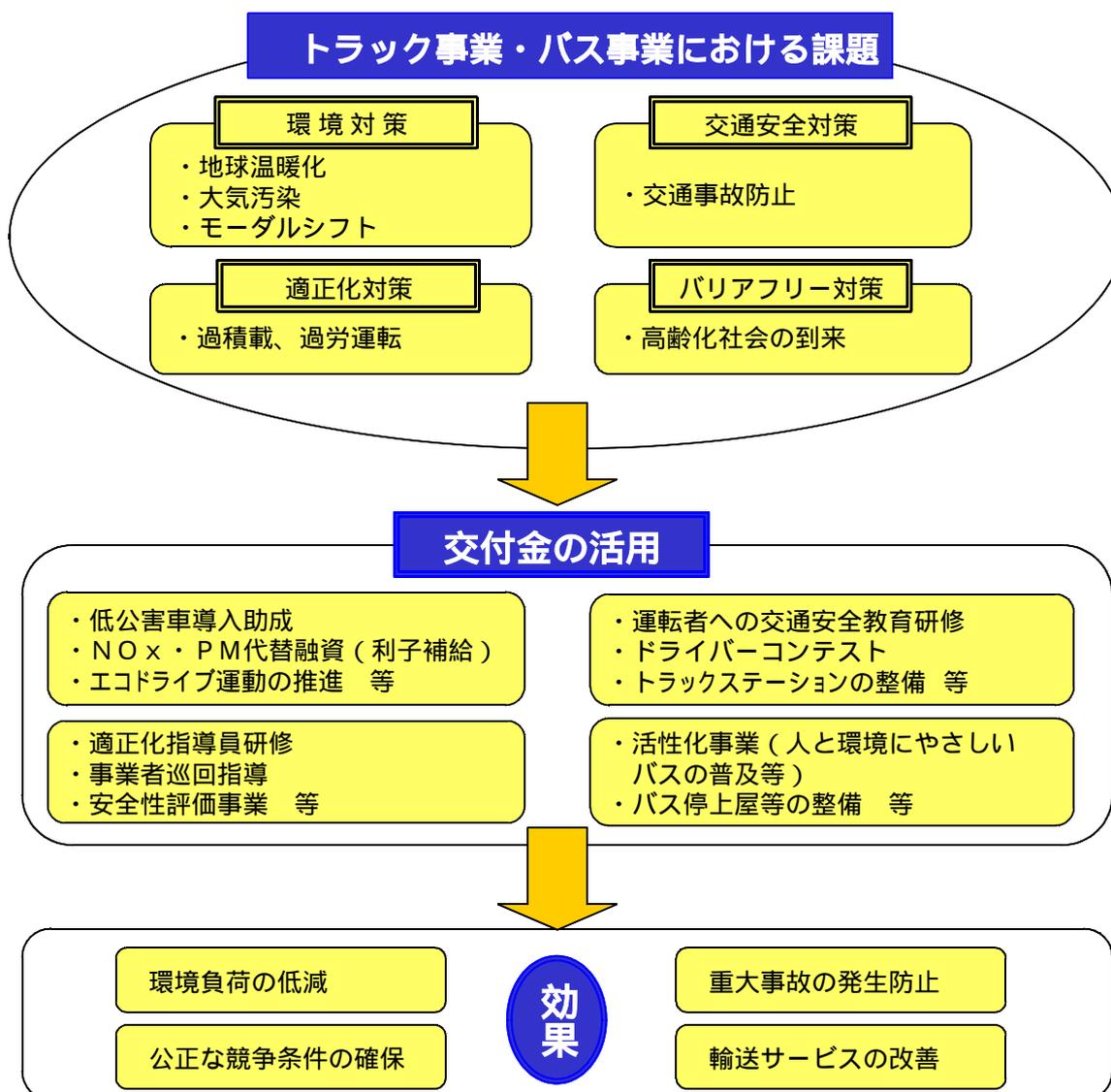
内 容

トラック事業及びバス事業については、公共輸送機関として、安全運行の確保、輸送サービスの改善等を図るため、運輸事業振興助成交付金制度を延長する。

運輸事業振興助成交付金制度：

都道府県から都道府県トラック協会・バス協会等に対し交付され、安全運行の確保、輸送サービスの改善等のための以下の事業を行うもの。

- ・低公害トラック、ノンステップバス等の導入助成
- ・運転者安全教育等の啓発・研修事業
- ・過積載・過労運転防止のためのパトロール等の指導事業
- ・バス停上屋、案内板、共同休憩施設等の施設整備の助成 等



(4) 建設産業、交通産業等所管産業の再編の促進等のための産業活力再生特別措置法に基づく特例措置の延長及び拡充
(法人税、登録免許税、不動産取得税)

内 容

建設産業、交通産業等所管産業は厳しい経営環境に直面しており、経営の効率化と経営基盤の強化の観点からその再編の推進が必要なため、本年度が期限となっている産業活力再生特別措置法について、建設産業等所管産業も円滑に活用できるように同法を改正するとともに、同法に基づく特例措置の延長及び拡充を行う。

適用範囲等の改正

過剰供給構造の是正に資する産業再生を本法の適用範囲に追加。また、繰越欠損金の税制特例の適用範囲（現行：設備の相当程度の破棄等）についても、事業撤退に要する費用を追加。

(延 長)

会社設立等に対する登録免許税の軽減（本則7/1000 1.5/1000）

欠損金の繰越期間の特例措置（通常5年 7年）の延長

(拡 充)

欠損金の繰越期間の特例措置の対象範囲の拡大

- ・ 事業撤退に要する費用
- ・ 共同子会社での設備廃棄等（親会社と通算して7年繰越が可能）

営業譲渡される土地、家屋に対する不動産取得税の軽減（1 / 6）の対象範囲の拡大（適用される営業譲渡の範囲を拡大）

< 改正産業再生法のスキーム図 >

